

国立大学法人和歌山大学施設貸付要項

制 定 平成16年 4月 1日
 法人和歌山大学規程第 90 号
 最終改正 令和 6年 6月28日

(総則)

第1条 この要項は、国立大学法人和歌山大学固定資産管理規程の規定に基づき、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）の建物、土地（以下「施設」という。）を、本来の用途又は目的を妨げない限度において本学以外の者に貸付させる場合の取扱いについて定める。

(貸付承認の範囲)

第2条 本学以外の者に貸付承認することができる範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本学の事務、事業の一部を本学以外の者に代行又は委託した場合において、施設の一部を貸付しなければ本学の事務、事業の円滑な運営が期せられない場合
- (2) 本学の施策の普及、宣伝等を行う場合において、広く一般国民へサービスを本学以外の者に行わせるため施設の一部を貸付ける場合
- (3) 本学の役員、教職員、臨時職員、学生、生徒、児童（以下「教職員・学生等」という。）のため、食堂、売店その他教職員・学生等が直接利用することを目的とする福利厚生施設を設置する場合
- (4) 教職員・学生等が多数利用し、利便を受けると認められる施設に現金自動設備、バス停留所等を設置する場合
- (5) 運輸事業、水道、電気又はガス供給事業の用に供するため、やむを得ないと認められる場合
- (6) 信号機、電柱等の設置のように公共見地からの要請が強い場合において、僅少な面積について使用を認める場合
- (7) 隣接地の所有者が施設（土地）を使用しなければ下水を下水道まで通過させることが出来ない場合等において、下水管等を設置させる場合
- (8) 本学の教員等の特許権等を扱う技術移転機関等にその事業の用に供するため施設の一部を貸付けることが必要と認められる場合
- (9) 本学の研究成果を活用した事業（創業準備を含む）を行う中小企業又は個人にその事業の用に供するため施設を貸付けることが必要と認められる場合
- (10) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として短期間その用に供する場合
- (11) 使用期間が一時的であり、かつ、使用目的が営利を目的としない公共的な学会、講演会、研究会、検定試験、運動会、スポーツ大会等のために施設の一部を貸付ける場合
- (12) その他、学長が本学の業務遂行上特に必要と認めた場合

(貸付承認と見なさない範囲)

第3条 次の施設は、本学の事業の遂行のため、本学当該施設を提供するものであることから貸付承認と見なさない範囲とすることができる。

- (1) 附属学校における生徒、児童への給食等本学が行うべき業務を本学以外の者に委託した場合等において、それら業務を行うため必要な厨房施設

- (2) 清掃、警備、運送等の役務を本学以外の者に委託した場合において、それらの役務の提供に必要な施設、ただし、当該役務の提供に必要な施設を委託者において提供することが慣習として一般化しており、かつ、契約書に施設を提供することが明記されている場合に限る。

(貸付承認の手続等)

第4条 第2条第1号から第10号又は第12号により、貸付承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、施設使用申請書（様式第1号）を原則として使用開始の1ヶ月前までに財産管理担当役に提出しなければならない。ただし、貸付承認の更新を受けようとするときは、貸付を承認された期間の満了の2ヶ月前までに同申請書を財産管理担当役に提出するものとする。

- 2 第2条第11号又は第12号により一時使用をしようとする申請者は、施設一時使用申請書（様式第2号）を原則として使用開始の1ヶ月前までに財産管理担当役に提出しなければならない。

(申請者の選定)

第5条 財産管理担当役は、申請者の選定に当たっては、資力、信用、技能等を十分調査しなければならない。

(貸付承認)

第6条 財産管理担当役は、その使用する者、使用の目的、行為の内容等が適当であり、かつ貸付けることにより、本学の運営の遂行に支障がないと認められる場合に限り承認する。

- 2 財産管理担当役は、前項により承認したときは、必要な条件を付し、申請者に施設貸付承認書（様式第3号）又は施設貸付承認書（一時使用）（様式4号）を交付する。

(貸付承認の期間)

第7条 貸付を承認する期間は、原則として1年以内とする。ただし、必要に応じて貸付承認期間を更新することができる。

(一時貸付承認の単位)

第8条 一時貸付を承認する単位は、原則として1日（午前9時～午後5時）、又は半日（午前9時～午後1時若しくは午後1時～午後5時）とする。

- 2 財産管理担当役は、前項で定める時間以外においても一時貸付を承認することができる。

(使用料)

第9条 施設の使用を許可する場合の使用料は、別に定めるものとする。

- 2 第2条第9号に掲げる場合においては、前項により算出した額からその4割以内を減額した使用料とする。ただし、直近会計年度において、経常利益が100万円未満である場合は無償とする。

(使用料の納付)

第10条 貸付を承認された者は、前条に定める使用料を本学の予算・決算担当役の発する請求書に定める期日までに、指定金融機関の口座に振込により納付しなければならない。

- 2 一時貸付を承認された者の納付期日は、原則として使用する日の前日（その日が金融機関の休業日の場合は、当該休業日の前日）とする。ただし、国、独立行政法人、地方公共団体への貸付においては、貸付後での納付を認めることができる。

- 3 一旦納付した使用料は、第13条第2項により使用の許可を取り消した場合を除き、返還しない。

(光熱水料等の徴収)

第11条 貸付を承認された者は、貸付施設に生じる固定資産税、都市計画税等の公租公課相当額及び電気、水道、ガス等を使用する場合の光熱水料を第9条の使用料とは別に負担しなければならない。

2 納付方法については、第10条の規定を準用する。

(無償貸付)

第12条 次の各号の一に該当する場合は無償貸付とすることができる。

(1) 本学が本学の教職員・学生等の生活の安定と利便に供し、福祉の増進を図ることを目的として行う事業を本学以外の者に委託する場合

(2) 信号機、道路標識、掲示板、その他公共用若しくは公用に供するものを設置する場合でその敷地面積が50平方メートル超えないもの

(3) その他、学長が特に必要と認めた場合

(承認の取り消し等)

第13条 財産管理担当役は、使用者が次の各号の一に該当するときは、すみやかに必要な是正措置を命じ、又は貸付承認を取り消すものとする。

(1) 貸付承認の条件に違反したとき

(2) 施設使用申請書又は施設一時使用申請書の記載事項が事実と反するとき

(3) 当該使用により施設本来の目的又は用途に支障を来すおそれが生ずると認められるとき

(4) 公益を害し、又は秩序を乱すおそれが生ずると認められるとき

(5) 書面等にて貸付承認の取消を申請したとき

2 本学において施設を使用する必要が急遽生じたときは、財産管理担当役は貸付承認の取消又は変更をすることができる。

3 一時貸付において、使用者が貸付承認の変更を申請したときは、財産管理担当役は貸付承認の変更をすることができる。

(原状回復等)

第14条 貸付を承認された者は使用が終了したときは、必ず、すみやかに原状回復のうえ当該施設を明け渡さなければならない。

(弁償責任)

第15条 貸付を承認された者は、その責に帰すべき事由により施設及びその附属設備を損傷し又は亡失したときは、本学の指示に従い、直ちに復旧するか又その費用を弁償しなければならない。

(雑則)

第16条 この要項に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要項の施行の際、現に国有財産法(昭和23年法律第73号)、電気事業法(昭和39年法律第170号)、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)のそれぞれの各規定により許可を受けていた者は、この要項によってなされた承認とみなす。

附 則(平成27年11月27日一部改正:法人和歌山大学規程第1700号)

この改正要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年8月8日一部改正：法人和歌山大学規程第1845号）

この改正要項は、平成28年8月8日から施行する。

附 則（令和6年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第2743号）

この改正要項は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年6月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2770号）

この改正要項は、令和6年6月28日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

国立大学法人和歌山大学
財産管理担当役 様

申請者
住 所
法人等名
代表者役職・氏名
印

施 設 使 用 申 請 書

下記のとおり施設を使用したく、関係書類を添付して申請します。

記

1. 使用しようとする施設

(1) 所 在

(2) 区 分 土 地 ・ 建 物 (※○で囲む。)

(3) 使用場所 別紙図面のとおり

2. 使用目的

3. 使用しようとする期間 自 年 月 日
至 年 月 日

(様式第2号)

年 月 日

国立大学法人和歌山大学
 財産管理担当役 様

申請者
 住 所
 法人等名
 代表者役職・氏名 印

施設一時使用申請書

下記のとおり施設を一時使用したく、関係書類を添付して申請します。

記

1. 使用しようとする施設
 - (1) 所 在
 - (2) 区 分 土地・建物(※○で囲む。)
 - (3) 使用場所 別紙図面のとおり
2. 使用目的
3. 使用しようとする期間 年 月 日 時～ 時
4. 使用予定人員 名
5. 使用責任者 住 所
氏 名
電話番号
6. エアコン使用の有無 有・無 (※○で囲む。)

注) 貸付単位は原則として1日(午前9時～午後5時)又は半日(午前9時～午後1時、午後1時～午後5時)とする。

(様式第3号)

〇〇〇〇 第 号
年 月 日

施設貸付承認書

様

国立大学法人和歌山大学
財産管理担当役

印

年 月 日付けをもって申請のあった本学の施設を貸付けることについては、下記の条件を付して承認する。

なお、この承認について不服があるときは、この承認があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国立大学法人和歌山大学財産管理担当役（以下「財産管理担当役」という。）に対して審査請求をすることができる。

記

(貸付承認施設)

第1 貸付を承認する施設は、次のとおりである。

所 在
区 分
数 量
使用場所

(指定する用途)

第2 貸付を承認された者は、前記の施設を の用に供しなければならない。

(貸付使用期間)

第3 貸付承認する期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、貸付承認の更新を受けようとするときは、貸付承認された期間の満了2ヶ月前までに、所定の様式により財産管理担当役に申請しなければならない。

(使用料及び延滞金)

第4 使用料は、 円（消費税等別）とし、国立大学法人和歌山大学の予算・決算担当役の発する請求書に基づき指定金融機関の口座に指定した期日までに振り込まなければならない。

2 指定の期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ年3.00%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

- 3 一旦納付した使用料は、第9（カ）により貸付の承認を取り消した場合を除き、返還しない。

（使用料の改定）

- 第5 財産管理担当役は、経済情勢の変動、その他の事情の変更に基ついて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

（経費の負担等）

- 第6 貸付を承認された者は、当該貸付を承認された施設に附帯する光熱水料を負担しなければならない。

（施設保全義務等）

- 第7 貸付を承認された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。
- 2 前項の維持保存のため、通常必要とする修繕費その他の経費は、貸付を承認された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

（使用上の制限）

- 第8 貸付を承認された者は、承認された期間中、貸付を承認された施設を第2に指定する用途以外に供してはならない。
- 2 貸付を承認された者は、貸付を承認された施設を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。
- 3 貸付を承認された者は、貸付を承認された施設について修繕、模様替その他の行為をしようとするときは、事前に書面をもって財産管理担当役の承認を受けなければならない。

（貸付承認の取消又は変更）

- 第9 財産管理担当役は、次に該当するときは、貸付承認の取消又は変更をすることができる。
- （ア）貸付を承認された者が貸付条件に違背したとき。
 - （イ）施設使用申請書の記載事項が事実と反するとき
 - （ウ）当該使用により施設本来の目的又は用途に支障を来すおそれが生ずると認められるとき
 - （エ）公益を害し、又は秩序を乱すおそれが生ずると認められるとき
 - （オ）貸付を承認された者が貸付承認の取消を申請したとき
 - （カ）本学において貸付を承認した施設を必要とするとき。

（原状回復）

- 第10 財産管理担当役が貸付承認を取消したとき、又は貸付を承認した期間が満了したときは、貸付を承認された者は、自己の負担で、財産管理担当役の指定する期日までに承認を許可された施設を原状に回復して返還しなければならない。ただし、財産管理担当役が特に承認したときは、この限りではない。
- 2 貸付を承認された者が原状回復の義務を履行しないときは、財産管理担当役は、貸付を

承認された者の負担においてこれを行うことができる。この場合貸付を承認された者は、財産管理担当役に異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

- 第1 1 貸付を承認された者は、その責に帰する事由により、貸付を承認された施設の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による貸付を承認された施設の損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。ただし、前条の規定により貸付を承認された施設を原状回復した場合は、この限りではない。
- 2 前項に掲げる場合のほか、貸付を承認された者は、本承認書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

- 第1 2 貸付承認の取消が行われた場合においては、貸付を承認された者は、貸付を承認された施設に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であってもその費用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

- 第1 3 財産管理担当役は、貸付を承認した施設について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

- 第1 4 本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した施設の使用について疑義を生じた場合は、財産管理担当役の決定するところによるものとする。

(様式第4号)

〇〇〇〇 第 号
年 月 日

様

国立大学法人和歌山大学
財産管理担当役

印

施設貸付承認書 (一時使用)

年 月 日付けをもって申請のあった本学の施設を使用することについては、
使用条件を厳守することを条件として、下記のとおり承認します。

記

使用施設 所在 区分 数量 使用場所	別紙のとおり
使用目的	
使用期間	年 月 日 時から 時まで
使用予定人員	名
使用責任者	
使用料	円 (うち消費税及び地方消費税相当額 円)
備考	

(裏面)

使 用 条 件

1. 使用場所及び時間を厳守すること。
2. 施設、設備等を損傷及び汚染しないこと。
3. 火災等の事故に十分に注意すること。
4. 使用目的以外に使用しないこと。又他に転貸しないこと。
5. 使用場所以外に無断で出入りしないこと。
6. 使用終了後は、直ちに使用場所内外の清掃を行い、原状に復すること。
7. 使用者の事故等の損害については、本学は一切その責任を負わない。
8. 使用施設を滅失及びき損したときは、原状回復又は損害額に相当する金額を支払うこと。
9. 敷地内全面禁煙であることを周知すること。
10. 使用料は、本学の予算・決算担当役の発する請求書により指定期日までに、指定金融機関の口座に振込により納付しなければならない。
11. 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年3.00%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。
12. 使用を許可された施設に附帯する光熱水料を負担しなければならない。
13. 使用料及び光熱水料は、本学において施設を使用する必要が生じ、その使用許可を取消した場合を除き、いかなる事情があっても返還しない。
14. その他本学が必要に応じて発する指示に従うこと。